

地位承継届

令和 年 月 日

河川管理者

山武土木事務所長 様

届出人 住 所
ふり がな
氏 名

第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 河川の名称

〇級河川〇〇川水系〇〇川

2 被承継人 住 所 〇〇〇〇

ふり がな
氏 名 〇〇〇〇

3 承継の年月日

令和〇年〇月〇日

4 承継に関する事実

〇〇〇〇による承継（令和〇年〇月〇日付け告示参照）

5 許可等の年月日及び番号

平成〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇号

6 許可等の内容及び条件の概要

別添資料を参照

備考：

- 1 届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 3 「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

その他

河川法第33条第3項の規定により、地位の承継は、その承継の日から30日以内に河川管理者に届け出ることとされているため、承継に係る相談を受けた場合は注意すること。

参考法令

河川法

(許可等に基づく地位の承継)

第三十三条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第二十三条若しくは第二十四条から第二十七条までの許可又は第二十三条の二の登録を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可若しくは第二十三条の二の登録に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可又は登録に基づく地位を承継する。

2 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

河川法施行規則

(許可に基づく地位の承継の届出)

第二十一条 法第三十三条第三項（法第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）又は令第十六条の九第三項の届出は、別記様式第十一による届出書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。